

「自治体システム等標準化検討会」

第 11 回議事概要

日 時：令和 4 年 3 月 30 日（水）

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（構成員）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

高木 祥司 飯田市市民協働環境部市民課長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太郎 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官

（準構成員）

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長

松下 邦彦 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部デジタルガバメント対応推進担当部長

竹前 久 株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1 部主任  
藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー  
矢留 宏治 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ事業主管  
大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部 第一ソリューション部長

(総務省)

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長  
池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長  
植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長  
田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長  
神門 純一 総務省自治行政局地域情報化企画室長  
金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長  
中溝 和孝 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (総括担当)

#### 【議事】

1. 戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案について
2. 住民記録システム標準仕様書【第 2.1 版】案について

#### 【概要】

1. 戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案について
- 3.2 支援措置「戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。」とされているが、連携については住民記録システム標準仕様書の「7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携」と同様に規定されるのか。
- 住民記録システム標準仕様書の「7.2.3 宛名連携」機能を利用して連携することを想定している。なお、デジタル庁を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行っていく。
- 文字の取り扱いについては、「データ要件・連携要件標準仕様書【第 0.8 版】」において方針が示された旨記載されている。当該仕様書においては、戸籍、戸籍附票、住基、印鑑の各システムにおいて文字情報基盤文字を使用するとの記載があり、この規定により戸籍システム各社は各社独自の戸籍文字から IPAmj 明朝への移行が行われることになると想定される。
- これにより、全国民の文字情報基盤文字コードが確定するため、各自治体における氏名の文字同定作業は不要になるが、以下の二点の問題が残存する。
- 問題 1 住所に使われる外字は各自治体の J-LIS の町・字ファイルで一括して同定すべきである。大半の自治体が J-LIS または日本加除出版の

町・字ファイルを使用していると思われるので、ここで同定作業を行うことで事足りる。

問題2 住基ネット文字についての方針が未提示である。戸籍～住基間が文字情報基盤文字で統一される以上、住基ネットにおいて従前の住基文字を使用することは合理的とは言えない。

→文字の取り扱いについては、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】 2.3 文字要件」において方針が示されている。文字セット・コードは、原則はJIS X 0213:2012（文字セット）、JIS X 0221:2020（文字コード）を使用することとし、戸籍附票システム等の氏名等においては文字情報基盤文字を使用することとされている。

外字に関しては新たに外字を発生させないこととされており、既存の外字は文字情報基盤と同定させて原則利用しないこととなっている。やむを得ず外字を利用する場合は、データ連携や出力時に文字情報基盤文字にマッピングすることとされている。

住所に用いられる外字については、デジタル庁の方針のとおり、標準準拠システムにおいて文字情報基盤に同定されるものと想定している。住基ネット文字の対応についてはJ-LISと検討していく。

#### ○1.2.1 異動履歴の管理

【実装すべき機能】について、「異動履歴」が附票証明書に不要な項目であると考えられることから、【実装すべき機能】から外した方がよいのではないかと。

→異動履歴は法律上の公証事項ではないものの、

- ・ 特別の請求又は必要である旨の申出により、申出者が異動履歴の表示を必要とするケースが存在する
- ・ 消除者や除票において誤記修正又は戸籍の訂正等が行われた際に、修正された旨の表示が必要となる

ことから必要とされるため、「実装すべき機能」としている。

○国名について、表記に揺れ（アメリカ、米国、アメリカ合衆国等）があるため、何を正しい国名とするのかを定義する必要があると考える。また、過去に記載したデータについてはどのような対応とする想定か。

→国名追加・変更等に国名コードが対応していない場合を除き、基本的には国名コード（JIS X 0304）を用いて管理することを想定しているため、原則的には表記揺れは生じないものと考えている。標準準拠システム移行前に設定されたデータについては、国名コードに変換して管理することを想定しているが、困難である場合は、国名変更や国の追加の際にコード以外を記入でき

る欄を設けているため、そちらに過去データを移行することを想定している。

## 2. 住民記録システム標準仕様書【第 2.1 版】案について

○1.1.16 支援対象者管理について、『令和 4 年 3 月 31 日（総行第 32 号、総税固第 8 号）ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について』で、DV 等被害者が固定資産を所有している場合に、当該固定資産が所在する団体との支援措置に関する連携の方針が示されたが、支援対象者の管理項目が増えるとの認識で良いか。

→固定資産登録市区町村コードについて仕様書に追加する。

○資料 3 P.7 1.1.14 に記載の通り、C 類型に記載された誤記修正の内容からデフォルトで省略とするか否か等を判定する必要があることから、C 類型に対して①誤記修正である旨、②対象項目、の 2 点を管理する必要があると考える。また、30.1 データ構造に掲載の除票用データベースにおける C 類型項目は、統合記載欄 C 類型 1～3 の 3 項目となっているが、除票に対する誤記修正を何回行うことになるかは不明と認識している。3 項目以上になる場合の扱いについても提示する必要があると存じる。

→デフォルトで省略するか否かを判定するため、統合記載欄 C 類型の中で、誤記修正については独自で項目を管理することとする。さらに、下記項目については検索の対象とするため、誤記修正項目の中でも独自で項目を管理することとする。

- 誤記修正後の氏名
- 誤記修正後の氏名のフリガナ
- 誤記修正後の生年月日

○「標準仕様 20.0.5 備考の記載」の【実装すべき機能】に“備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき”と記載があることから、データ長を長くし 1 項目とした場合、備考欄を段落ごとに表示/非表示の判断ができないのではないか。

→統合記載欄 C 類型においては、それぞれ段落（事象）ごとに表示/非表示を判断する必要があることから、例示として挙げている備考（6 例のうち、誤記修正項目を除いた 5 例）がすべて当てはまった場合を想定し、さらに汎用的な項目を加え 10 項目を設けることとする。（自治体によってさまざまな使用方法が想定されるため、それぞれの項目の用途までは規定しない。）項目数が上記以上になった場合は、任意で改製する又は表示項目/非表示項目で分けて記載する等、運用にて調整いただくことを想定する。

○資料3 P.10「#5 改製の考え方の追加」について、「改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている」という記載の追加は、既存の住民記録システムから標準準拠システムへ改製方式で住民票を移行する場合を想定してのものであり、改製の異動で最新の履歴以外の移記を可能とする機能が必要という意味ではないとの認識であっているか。移記を省略しない改製は、改製前後の住民票の記載内容に差異がないため、標準準拠システムへのデータ移行後、運用において使用する場面を想定することができないと考える。移記を省略しない改製の機能について、機能として設ける必要があるということであれば、当該機能については【実装してもしなくても良い機能】としていただきたい。

→住民基本台帳法施行令13条の2より、「当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。」とされていることから、移記を省略する又は省略しないのどちらかを選択できると読み取れるため、移記を可能とする機能が必要であると考え。法律解釈上、移記は可能であるという整理のため、当該機能は実装すべき機能のままとする。

○資料3 P.12「#11 氏名優先区分が実装されていない場合の対応追記」について通称が登録されていない外国人におけるアルファベット氏名-漢字氏名間の優先についても明記しておくべきだと考える。

→ご指摘のとおり、標準仕様書に漢字氏名、アルファベット氏名のどちらが優先されるかを記載することで対応する。また、以下の理由により、優先度の高い順に漢字氏名-アルファベット氏名とする。

①在留カードの記載については、原則としてアルファベット氏名であるが、入管法規則第十九条の七において、漢字圏の外国人からの申し出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。

②J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様においては、優先度の高い順に、通称、漢字氏名、アルファベット氏名とされており、既に既存の住民記録システムにおいても、上記の優先順位に基づいてシステムを構築、事務処理を行っている団体が相当数あることが想定されること。

○資料3 P.13「#13 検索方法の追加」について、「氏名（漢字）等で一部の文字を「\*」で代替した検索ができること。」とあるが、本機能は氏名（漢字）の一部に外字が含まれた場合等を想定して新たに要望されたものと推測するが、機能的には「部分一致」に該当する。また、外字を登録する際に「異体字」として管理できれば敢えて「\*」と検索条件に入力しなくても検

索可能となる。そのため、「氏名（漢字）」に対して「部分一致」を実装する事で良いと考えており、「氏名（漢字）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」とするか、【実装してもしなくても良い機能】として記載いただきたい。なお、「\*」は部分一致を示す手段で有り、ベンダによって異なる物であるので「\*」と明記するのは避けるべきものと考え

→当該記載は削除し、「氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」を「氏名（外国人住民における「氏名（漢字）」及び「氏名（アルファベット）」を含む）や氏名のフリガナ等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」と修正する。

○資料3 P.19「#28 除票 DB 項目の追加」の除票 DB への特別永住者証明書の番号の項目追加について、在留カード及び特別永住者証明書の番号は、「在留カード等の番号」として住民票の除票の写しに印字する情報と認識している。「特別永住者証明書の番号」の項目が追加されているが、特別永住者証明書の番号は「在留カード等番号」にて管理可能と考える。「在留カード等の番号」の他に「特別永住者証明書の番号」を追加されるのであれば、当該項目を使用する場合の条件等を【除票用データベース】の備考に記載いただきたい。

→下記理由から、当該項目について、除票 DB 項目から削除する。

- ・同一の者に対して、在留カード番号と特別永住者証明書番号の2つが付番されることはなく、「在留カード番号等」に入力されている情報が「在留カード情報」か「特別永住者証明書番号」かは既に除票 DB の項目として存在する「在留カード等番号区分」等を参照すれば判別可能であること。
- ・帳票上も「在留カード等の番号」として1つの欄に入力されること。

○20.3.2 転出証明書について「QRコード個人」の内容に「転出証明書情報送信（838Y）の該当項目：項番 22 転出者情報～項番 67 旧氏かな」とあるが、生年月日の項目が J-LIS 既存住基改造仕様書と異なっているため統一して頂きたい。J-LIS 既存住基改造仕様書の場合、「生年月日 9 桁」とし元号と西暦が1つの項目として扱われているが、住民記録システム標準仕様書では「生年月日元号」と「生年月日」の別項目として扱われている。

→諸元表においては J-LIS 既存住基改造仕様書に従い修正する。

なお、詳細なデータリストについてはデジタル庁が策定中である。

○資料4「20.0.1 様式・帳票全般」【考え方・理由】「(図1) 増事由（転入・出生等）確認又は審査票の画面イメージ（1段書き）」について、第2.1版にて「マイナンバーカード」「住基カード」「市民カード」「印鑑」

に関する項目が削除されましたが、削除された理由が「住民基本台帳として管理しない項目で有る為」と想定しており、「乳幼児」「未就児」も削除すべき項目と考えます。

→修正する。なお、当該イメージは標準化対象外である画面要件にかかわるものであるため、イメージに記載されている項目以外の項目についても表示するかについてはベンダ各社の領域となる。

以上